

浪江町復興推進計画

平成 31 年 1 月 16 日
福 島 県 浪 江 町

1. 計画の区域 浪江町全域

2. 計画の目標

本町は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による大津波の影響により、沿岸部では壊滅的な被害を受けた。また、福島第一原子力発電所事故の影響により、全町避難を強いられ、町民は町外での避難生活を余儀なくされた。

平成 29 年 3 月 31 日に一部の地域を除き、避難指示は解除されたものの、長引く避難生活から、町外での生活再建が進み、平成 30 年 10 月末現在で震災前約 2 万 1 千人の人口のうち、帰還者は 852 名に留まっている。

町内事業所についても、町民と同様に町外への移転等を余儀なくされ、主力産業であった製造業・工業系事業所は、県外で事業再開している状態であり、町内に帰還した事業所は震災前約 1,000 事業所に対し、123 事業所に留まっている。

こうした状況から、当町では新規産業団地整備や国のイノベーションコースト構想に基づく水素製造拠点の整備、スマートコミュニティ構築事業などの再生可能エネルギー事業を活用しながら、産業の活性化及び新規雇用者の増加を図っている。

そのためには、町内に絶対的に不足している宿泊業に対して、労働者はもとより地域住民も「憩いの場」として活用でき、当町の中核的産業を担い得る複合型ビジネスホテルの新設を支援することにより、当町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目的を達成するために推進しようとする取組の内容

本町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、今後労働者及び地域住民の活用が見込まれる宿泊業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本町に新規立地する「株式会社フタバ・ライフサポート」（以下「対象事業者」という。）が、浪江町大字幾世橋地区内において複合型ビジネスホテルを新設するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

町内の宿泊業については、現在再開している事業者はないものの、宿泊業、飲食サービス業において従業員数で占有率第1位となることが見込まれる中核的産業である。また、本事業は他業種に従事する多くの方々の利用が見込まれ、労働者の住環境確保に寄与することのみならず、地元からの新規雇用者を10名計画している。

したがって、本事業は本計画の目標である「当町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本町では、津波被災地を中心として復旧・復興事業が最盛期を迎えており、県内外から多数の労働者が従事している。しかしながら、町内に利用できる宿泊施設は少なく、労働者は近隣市町村の宿泊施設活用を余儀なくされており、十分な宿泊環境が整備されているとは言えない状況である。

こうした中、新たに町内に複合型ビジネスホテルを整備することは、復旧・復興事業に従事する労働者の宿泊環境の改善に大いに寄与するものであり、また、新規の雇用創出も計画されていることから、帰還住民の雇用機会の創出に大きく期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、浪江町、福島県、株式会社東邦銀行、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする浪江町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。